

その他の製造業－その他におけるフォークリフトを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	16~17	工場敷地内に於いてフォークリフトを使用し積込作業時パレットのゴミを落とす為、リフトのつめを上下に振動させた時（行ってはいけない事）マスト上部のテンションローラーとチェーンに不具合が起きた為、手で直そうとした時チェーンとローラーの間に指を挟んだ。通常外れない場所なので少し引っ掛かった状態になっていた為、触った位で外れたと思われる。	41	10～29
2	14~15	本社工場内で品物を上部のラインにかける作業を行っていた際、少し時間が空きその場に止まりラインを見ていた。この時同僚運転のフォークリフトが左後方から近づいてくるのに気付かず、また同僚は被災者がリフトに気付いているものと思い、左前方の品物をすくうため右にやや旋回しながら被災者が近づいた際、リフトが被災者と接触し、右車輪で被災者の左足を踏んだ。	67	10～29
3	9~10	自社倉庫内において、ピッキングリフトに乗って高所（2m）の棚にある製品の棚卸作業をしていたところ、バランスを崩して製品とともに地上に転落した。	46	100～299
5	11~12	工場構内において、被災者がパレット5段踏みを台にして（高さ1m位）作業中、高さが合わず4段積みにする為、フォークリフトを使い同僚が運転し、パレットを持ち上げバックする際、誤ってレバーを前進にしてしまい、パレット前で待機中の被災者がラック（棚）とパレットの間に挟まれた。	49	1～9
		倉庫内で、フォークリフトのつめにぶら下げた粉体の入ったフレコンの重みで、そのフォークリフトが前方に傾き後輪が浮いた状態になっていた、別のフォークリフトで元に戻そうとした、横側から別のフォークリフトのつめを傾いたフォークリフ		10

9	15～ 16	トのマスト部分をロープでくくりつけ、別のフォークリフトを運転してつめを持ち上げたところ、傾いたフォークリフトが急に元に戻り、別のフォークリフトのつめが、傾いたフォークリフトのつめの上にあったため、別のフォークリフトの方が引き上げられて横転した、その際、運転していた者も地面と一緒に横倒しとなり、地面に体を打ちつけて負傷した。	59 ～ 29
10	13～ 14	包装・梱包作業場よりハンドリフトを使用してパレットに積んだ製品を出荷置場まで後ろ向きに運搬していたところ、フォークリフトを使用し出荷置場の手前のトラックバース付近にて運搬作業を行っていた。被災者が後方に旋回した際にフォークリフト後部と背中が接触し、両膝が地面につくように倒れ右足脛部がフォークリフト後方底部に巻き込まれ骨折した。	50 ～ 45 ～ 99
11	18～ 19	S1ライン供給工程M梱エリアで、部品パレットをシューターに投入する際、シューター前で停止しフォークを上昇させてから前進したが、上昇の高さが低くシューターと部品パレット下部が当たった。当たった衝撃でハンドルを持っていた左肩に痛みを感じたが、その時は大丈夫と思い作業を継続し帰宅したが、翌日左肩の痛みが出た。	100 ～ 64 ～ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html